

令和8年度第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日 時 令和8年8月25日（火）午後1時30分から3時45分まで

2 会 場 千葉市役所高層棟 1階 正庁

3 出席者

【委員】 米持委員、伊藤（佳）委員、伊藤（文）委員、井上委員、清水委員、野口委員、青木委員、大濱委員、武井委員、岩崎委員、山下委員、眞智委員、駒野委員、岡本委員、久保田委員

※19人中15人の委員が出席

【事務局】

健康福祉部：白井部長

地域福祉課：中田課長、石原（健）課長補佐、石原（由）課長補佐、石川主査、押久保主査

地域包括ケア推進課：今野課長補佐、中村主査

健康推進課：亀井課長

高齢福祉課：栄課長補佐

市民自治推進課：飯高課長

各区保健福祉センター 中央区：宮葉所長、花見川区：古川所長、稲毛区：土谷所長
若葉区：片岡所長、緑区：上原所長、美浜区：小倉所長

4 議 題

- (1) 会長職務代理の選出について
- (2) 「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和7年度推進状況について
- (3) 「千葉市再犯防止推進計画」の令和7年度推進状況について
- (4) 次期地域福祉計画の素案について

5 会議の概要

- (1) 会長職務代理の選出について

会長職務代理として、山下会長の指名により、富田委員が選出され、承認を得た。

- (2) 「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和7年度推進状況について

事務局から資料1及び資料2に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(3)「千葉市再犯防止推進計画」の令和7年度推進状況について

事務局から資料3に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(4)次期地域福祉計画の素案について

事務局から資料4に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

6 会議経過

(1) 開会

○事務局（地域福祉課・石川主査）

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和8年度第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、2点報告がございます。

1点目は、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数19人のうち15人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。配付資料につきましては、下部をご覧ください、ご確認をお願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。なお、事前にお送りしたものと変更ございません。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日は議題が4件で、全体でおおむね2時間程度、15時半の終了を見込んでおります。

それでは、次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○事務局（白井部長）

委員の皆様、こんにちは。千葉市健康福祉部長の白井でございます。

皆様方には、大変お忙しい中、当分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より保健福祉行政はもとより、市政各般にわたりご支援、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。いつも大変ありがとうございます。

はじめに、このたびの令和8年8月千葉豪雨によりまして、お亡くなりになられた方々に対し

まして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

大雨から明後日で2週間が経過いたしますが、本市といたしましては、災害対策本部を継続しておりまして、全庁を挙げて、災害からの復旧、また、被災者支援に努めているところでございますが、1日も早く、平穏な日々が戻ることを願っております。熊本地震、我々が被災いたしました千葉豪雨など、大規模な災害に直面いたしますと、日頃からの地域の繋がりが、いかに重要であって、平時の地域活動があつてこそ、有事の際の力になるということを改めて痛感したところでございます。

さて、本日の分科会でございますが、主に、次期地域福祉計画の素案につきましてご審議を賜りたいと考えております。昨年度の当分科会でご了承いただきました計画の骨子に基づきまして、それを踏まえた素案を事務局で作成しております。当分科会でご審議をいただいた後は、秋頃に予定しております2回目の当分科会で原案をお示しし、その後、パブリックコメント手続きを実施いたしまして、年度末頃に開催を予定しております3回目の当分科会で、計画の最終案をご審議いただく流れで、順次進めて参りたいと考えております。

皆様方には、引き続きご協力をいただければ幸いです。

それでは、委員の皆様方にはご専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

これからの時間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 新任委員の紹介

○事務局（地域福祉課・石川主査）

続きまして、次第の3「新任委員の紹介」に入りまして、新任委員3名のご紹介をさせていただきます。大変恐縮ではございますが、お名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

千葉市議会議員 米持 克彦 様でございます。

○米持委員

米持です。よろしくお願いいたします。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

千葉市青少年育成委員会会長 岩崎 チヅ子 様でございます。

○岩崎委員

岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

千葉市社会福祉協議会会長 富田 薫 様ですが、本日所用につき欠席とのご連絡をいただい

ております。

(4) 議題

①会長職務代理の選出について

○事務局（地域福祉課・石川主査）

続きまして、「次第4 議題（1）会長職務代理の選出について」に入らせていただきます。

当分科会の会長職務代理でした千葉市社会福祉協議会会長 初芝 勤（はつしば つとむ）様が退任され、現在、会長職務代理が不在となっております。

会長職務代理につきましては、千葉市社会福祉審議会条例第8条第3項の規定により準用する第5条第4項により、会長があらかじめ指名することとなっております。

つきましては、山下会長より会長職務代理の指名をお願いいたします。

なお、ここからは、山下会長に議事進行をお願い申し上げます。

○山下会長

それでは、僭越ながら、私の方から職務代理を指名させていただきます。

当分科会の趣旨を踏まえますと、地域福祉の第一の担い手である、千葉市社会福祉協議会の代表の方が適任であると思われます。これまでも、千葉市社会福祉協議会の代表の方には、会長職務代理として貢献していただいております、実績や経験が豊富でいらっしゃる、富田 薫委員にお願いしたいと思います。本日残念ながら欠席でいらっしゃいますが、皆様いかがでしょうか。

(承諾)

ありがとうございました。それでは、富田委員に会長職務代理をお願いしたいと存じます。

②「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和7年度推進状況について

○山下会長

それでは、次第に従いまして、これより「議題（2）「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和7年度推進状況について」に入らせていただきたいと思います。それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域福祉課・石原（健）補佐）

地域福祉課の石原でございます。

議題（2）「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の令和7年度推進状況について」説明いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

こちらの議題は、大きく分けて2つございます。1つ目は資料1を用いて、「支え合いのまち千

業 推進計画」について、2つ目は資料2を用いて、「成年後見制度利用促進基本計画」の推進状況についてのご説明となります。私からは資料1について、続けて、地域包括ケア推進課長の渡辺から資料2の説明をさせていただきます。

それでは、1つ目、「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進状況について、お手元の資料1をご用意ください。

こちらは、市の取組みの令和7年度の推進状況でございます。

なお、地域の取組みを定めた各区支え合いのまち推進計画の推進状況につきましては、現在取りまとめ中ですので、次回の分科会でご説明させていただく予定です。

それでは、まず1ページをご覧ください。

こちらで資料の見方について簡単に説明させていただきます。

表の左側から、「取組方針」「施策の方向」「主要施策」と続きまして、「事業ナンバー」「事業名及び担当課」「評価分類と評価」「取組内容」「令和7年度の予定・目標」「実績」「評価理由」、そして一番右側が「令和8年度の予定・目標」の欄となっております。

資料下の枠で囲んでいる部分、第5期計画の評価については、それぞれの事業・施策の内容によって、「定量評価」と「定性評価」の2つに分類、整理しております。

定量評価については、量的な目標を掲げ評価しております。その評価指標については、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で、それぞれの達成度合いは記載のとおりです。可能な限り定量評価としておりますが、定量評価になじまないものについては、定性評価として、取組みの内容やプロセス等を評価しております。こちらも4段階評価としており、「◎」、「○」、「△」、「×」で、達成度合いは記載のとおりです。

続いて、2ページをご覧ください。

こちらには、第5期計画における基本理念、基本目標、それに基づく、3つの取組方針と9つの施策の方向を記載しております。

続いて、3ページの「市の取組み事業・施策一覧」をご覧ください。

こちらには、第5期地域福祉計画中間見直し版に掲載されている160の事業や施策を一覧にまとめ、それぞれの評価を記載しております。

資料下の枠で囲んでいる部分に、全160の市の取組みに関する評価を記載しております。

令和7年度の実施状況は、定量評価については、S評価が24項目、割合で27.6%、A評価が33項目、割合で37.9%、B評価が13項目、割合で14.9%、C評価が16項目、割合で18.4%、「目標に対する実績は令和8年度に確認することとなっているため評価できない」として評価対象外となった項目が1項目、割合で1.2%となりました。定性評価については、◎評価が2項目、割合で2.8%、○評価が65項目、割合で89.0%、△評価が6項目、割合で8.2%、×評価が0項目となっております。

定量評価のS・A評価、定性評価の◎・○の割合は全160の取組みの77.5%であり、概ね順調に進捗しているものと評価しております。

続いて、4ページをご覧ください。ここからは、市の取組みの全項目を26ページにわたり記載しております。

各事業の実績と評価については資料のとおりでございますが、お時間に限りがございますので、抜粋してご説明させていただきます。

まず、7ページをご覧ください。No.17「シニアリーダー養成講座・地域活動支援」についてご

説明させていただきます。

こちらは、介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、人材を育成するとともに、住民主体によるフレイル予防の促進を図るものです。令和7年度は講座の修了者が131人と、目標者数を達成いたしました。

続いて、22ページをご覧ください。No.122「若年性認知症支援」についてご説明させていただきます。

こちらは、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やそのご家族、企業などを対象とした相談窓口を設置するものです。令和7年度は、電話相談件数が1,311件と前年度より264件増加し、さらに訪問・面談件数が300件と前年度より119件増加いたしました。

最後に、ページを戻りまして19ページをご覧ください。No.97の「福祉まるとサポートセンターの運営」です。

複雑化・複合化する地域生活課題に対し、分野や対象者の年齢、相談内容を問わず、福祉に関する様々な困りごとを包括的に受け止め、解決に向けた支援を行うため、『福祉まるとサポートセンター』を運営するものです。

包括的相談、多機関協働、アウトリーチに加えて、令和7年度は、新たに『社会参加に向けた支援』を開始し、本市における包括的支援体制の整備を進めました。

社会参加に向けた支援では、社会とのつながりが途絶えた方などを対象に、既存制度では対応が困難なニーズ等にも対応するため、本人の意向を丁寧に聴きとり、把握するようにしています。その上で、既存の社会資源の活用や新たな社会資源の開拓を行うとともに、本人の置かれた状況やご希望を踏まえて自立につながる参加の場をコーディネートしています。また、参加の場へつながって終わりではなく、本人や受け入れ先に対するフォローアップを行うことで、社会とのつながりの継続に向けた支援を行っています。令和8年度も、支援関係機関や地域との連携を一層強化しながら、継続的に制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱える方への支援に取り組み、本市における包括的な支援体制の整備に努めます。

以上が、市の取組みに関する説明でございます。

なお、福祉まるとサポートセンターの相談対応状況につきましては、お手元にお配りした参考資料でご確認ください。

○事務局（地域包括ケア推進課・今野課長補佐）

地域包括ケア推進課 課長補佐の今野です。

私からは、成年後見制度利用促進基本計画に係る令和7年度の推進状況を説明いたします。それでは、資料2をご覧ください。

市町村における成年後見制度の利用促進に関する計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において努力義務として、国の基本計画を勘案の上、策定することとされております。

千葉市においては、第5期千葉市地域福祉計画と一体的に策定する形で、令和4年度より開始し、令和5年度に中間見直しを行っております。

この計画においては、市の取組みとともに、成年後見制度の利用促進に関する地域の中核機関として位置付けている「千葉市成年後見支援センター」の取組みをあわせて計画に反映させてお

ります。

資料2の1ページをご覧ください。

こちらは、成年後見制度利用促進基本計画に基づく事業・施策一覧です。計画は大きく5つの施策の柱で構成し、この各施策に基づき、市及び成年後見支援センターの具体的な取組内容を定めております。

各取組みの評価としての定量評価・定性評価の考え方につきましては、先ほど説明がありました評価の考え方と同じです。

まず、定性評価の事業・施策については、13項目ございますが、この全てが○（まる）評価となり、順調に推進されています。

次に、定量評価の事業・施策については、3項目ございますが、S評価が1項目と、A評価が2項目となり、順調に推進されています。

定量評価の事業・施策について説明させていただきます。3ページ目をご覧ください。

「施策2 成年後見制度の普及啓発」については、成年後見制度の利用促進にあたり重要な取組みになるところですが、NO.4の「講習会の実施」についてはおおむね計画どおりの実施であり「A」評価とし、NO.5パンフレット等による普及啓発については、パンフレットとチラシを計画数以上作成し、関係機関に広く周知を実施したことから、「S」評価としております。

次に、4ページ目をご覧ください。

「施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援」のNO.13「市民後見人の養成・育成支援」については、市民後見人養成研修を2年間の研修期間としております。令和7年度は2年目の後期課程を実施し、25人定員のところ23人が受講し、22人が修了したことを踏まえ、「A」評価としております。なお、この22人は全員、市民後見人名簿への登録を希望しており、今後、市民後見人としての活動を始めとする地域の成年後見に関わる支援活動に携わることが期待されます。

成年後見制度利用促進基本計画の推進状況の説明は以上でございます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

○駒野委員

事務局から、160項目中、70%以上が概ね達成できたということで、すばらしいなと思いました。地域も変わりますし、環境も変わる中でやってきたのが、すごくよかったなと思っておりますが、その上で3点ほど質問があります。まず1点目はNo.15「ちばし地域づくり大学校」の評価がBとなっています。目標72人に対して実績が53名、定員が90名と記載があります。地域活動の人材不足というのは深刻な問題と考えておりまして、このコースではボランティアの養成コース、町内自治会コースがあるようです。定員に向けた参加者の募集について、人が集まらないのはなぜか教

えていただければと思います。なお、町内自治会コースに関しては、自治会長は実際に自治会を運営することが初めての方が多く、あまり活動がよくわからない方が担当してるんですけども、そういう方に対してアピールができるようなことができたらいいなというふうに思いました。

○事務局（高齢福祉課・栄課長補佐）

生徒募集については、色々と手は尽くしているんですけども、苦勞してるということが正直なところになります。広報ですが、市政だよりやホームページ、それ以外では地域新聞、自治会役員の方へのメール配信、口コミで知り合いを通じて誘っていただくなど、色々と手は尽くしてはおりますが、このような結果となっております。

○駒野委員

ありがとうございました。半年ぐらいのコースですかね。自治会は4月ぐらいから始まりまして1年間になりますので、上手く周知や募集ができるようなタイミングをつくっていただければと思います。

2点目は、No.41「シニアリーダー養成講座・地域活動支援」ですが、これは先ほど事務局から説明がありまして、B評価からS評価になったということですが、私も興味を持ちました。おおむね地域活動というと、参加者が減る方向にあるんですけども、この事例に関しては受講者数が増えたということで、いい事例になると思うんですけども、増えた理由など教えていただければと思います。

○事務局（健康推進課・亀井課長）

こちら人も集めに苦勞しておりまして、それ以前の実績をご覧くださいと2桁で推移しているところですが、昨年度につきましては、従来の市政だよりでの周知に加えまして、市のSNSを活用して周知を行いました。さらに各区に設置しているデジタルサイネージを利用し、広告を映し出すモニターにて募集を行ったところ、受講者数が増えたという実績がございましたので、引き続き継続していくこととしております。

○駒野委員

ありがとうございました。SNSなど新しい募集方法によって増えたということですね。

最後にNo.55「地域見守り活動支援事業」ですが、こちらあまり進んでないようなところがありましたので、注目をさせていただきました。高齢化に伴いまして、ひとり暮らしや昼間ひとり暮らしとなる世帯が増えておりまして、自治会を脱退するなど、地域から離れてしまうような傾向がございまして。この事業に関しては、民生委員の見守り活動に加えて、自治会などのグループでの見守り活動が行われているんですけども、そのことだというふうに思います。令和6年度以降は、団体活動の増加がなく、C評価になってございまして。私も自治会の高齢者見守り活動に参加していましたが、自身が後期高齢者となりまして、家族も含めて見守る方が辛くなってきたかな

というか、もう女房からも見守られる方だよと言われるようになってきたといったような状況があります。私の所属する自治会では、令和7年度から見守り活動を中断してます。活動が先細りになってしまったことが原因なんですけれども、自治会としましては、状況確認した上で、今年いっぱいでは実施の可否を考えたいと考えているところのようです。この件に関しては、私から見ても明日は我が身みたいな感じで、ぜひ、見守り活動が、地域でできるようにしたいかなと思っております、これに対して、見守られる人、それから見守るボランティアの人材がいなくなったことが問題かなと思ってるんですけども、制度の周知を含めまして、この見守り支援活動を加速していただければというお願いです。

○事務局（高齢福祉課・栄課長補佐）

ただ今のお話でいただきましたように、担い手の高齢化や見守りの方も大変になっているといった声が寄せられております。地域の見守り活動の立ち上げについてのお問い合わせは年に数件いただいておりますが、実際に立ち上げまで繋がらないというところが正直なところなんです。広報活動としては、自治会や老人クラブへお知らせの送付をしております。また、立ち上げがしやすいように、スタートガイド「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」を作成し、ホームページへの掲載や市政出前講座の際に周知をするなどの取組みをしておりますが、担い手の不足や高齢化のために難しいといった状況です。

○武井委員

ちょうど1つの例を出していただいたので、言おうかどうか考えていたんですけども、発言することにいたしました。資料1の表紙のタイトル部分を見ていただいても分かるように、地域福祉の基盤整備のために市が行う取組みがあり、この内容については、福祉まるとサポートセンターをはじめ、色々と成果を上げていると思うんですけども、計画策定の時の考え方としては、こういった基盤整備と併せて、各区の地域福祉計画の推進の支援をするという項目が2つ目の柱としてあったはずで、それを外しているのがいつも気になっているところです。

それについて、市の計画では、そういった発想が、具体的な項目として抜けているのではないかという指摘を以前からさせていただいていました。今ご質問があったように、見守り体制の整備・推進などに関しましても、ここで挙げている項目は、具体的に進めてる内容からずれていて、新しく実施する場合にはこういうふうにしますというようなことだけで、例えば各区地域福祉計画を見ますと、見守り体制の項目が非常に多く進められていまして、特に中央区の例なんかで見ますと大半のところでしたっきり進めているわけです。それに対して、推進するために今やっている項目は、社協の独自事業としての補助金制度で実施していて、各区の地域福祉の支援であつたらもっとそういった項目を入れてやるべきではないかということを、再三申し上げてきました。この計画そのものについて言うと、もう既にでき上がっている計画がどれだけ進んだかという評価なので、それはそれで構わないとしても、市の取組みのところに、確かに基盤整備が中心になってやっているということはわかりますけれども、もう1つの柱である各区の地域福祉計画の支

援が落っこちているのではないかと感じています。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

武井委員からお話がありましてとおり、市の施策は基盤整備だけではなく、地域の取組みを支えるということは大事な取組みであると考えております。

先ほどお話がありまして社協の見守り活動に対しては、運営の補助という形で補助金を出しているということもございまして、そういった部分についても、地域の取組みへの支援が分かりやすくなるよう、次期計画においても工夫していきたいと考えております。

○武井委員

本日の議題の中心である次期計画の中で、色々と配慮されてるのもある程度わかっていますので、そちらに任せてもいいんですけども、やはりタイトルの括弧の中に、各区の地域福祉活動の支援というもう一つの柱について記載がされていないことに非常に不安を感じているところです。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

おっしゃるとおり、資料1に記載されているのは基盤整備だけではないため、タイトルの記載の仕方については今後工夫していきたいと思います。

○青木委員

16ページのNo.85「障害者への情報保障」の「令和7年度の予定の目標・予定目標」の欄に、「筆談」とありますが、実は私は要約筆記に関わっておりますので、この表現に引っかかりました。一対一の会話でしたら筆談でいいんですけども、何人かいる場合は筆談では間に合わず、要約筆記が必要だということで、この言葉の使い方がどうなのかなと思いました。最後に「合理的配慮」と記載がありますが、合理的配慮となるとやはり要約筆記や手話通訳になるのではないかと思います、確認させていただきたいなと思いました。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

所管課が本日出席できておりませんので、ご意見があったことを伝えさせていただきます。

○青木委員

よろしくお願いいたします。

筆談はどなたでもどこでもできますが、要約筆記は専門技術が必要になってきますので、同じだと思ってしまうと大きな間違いですので、その辺をご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山下会長

はい、鋭いご指摘だと思います。ありがとうございます。

他にございますか。

色々のご意見いただきましたけれども、次期計画において、推進状況の確認や評価はとても重要な事項です。見守り活動一つをとっても地区ごとの違いが出てきているので、それをしっかりと、千葉市全体の取組み、各区の取組み、もう少し小さいところでの地域の取組みが、課題ない評価で出てくるような共有の仕方がいいのではというご意見をいただきました。

また、合理的配慮や要約筆記については重要なご指摘です。

こちらの議題につきまして、以上としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

③「千葉市再犯防止推進計画」の令和7年度推進状況について

○山下会長

それでは、続きまして、「議題（３）「千葉市再犯防止推進計画」の令和7年度推進状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(地域福祉課・石原（健）補佐)

地域福祉課の石原でございます。

私から「千葉市再犯防止推進計画の推進状況について」ご説明いたします。

失礼いたしまして、着座して説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

昨年度もこの計画について進捗状況を説明させていただきましたが、1年ぶりとなりますので、あらためて千葉市再犯防止推進計画の概要について、簡単にご説明させていただきます。

再犯防止推進計画は、平成28年の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行に伴い明記されたもので、国や県も再犯防止推進計画を策定しており、千葉市においても、令和4年度に策定をしました。

計画の内容ですが、犯罪をした方等が地域の一員として孤立することなく、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにするために、関連する施策について推進していくことを記載しております。

本市の計画では、市役所内の関係部署で取り組んでいる様々な事業のうち、再犯防止に資する事業について計画書に掲載しておりまして、お手元の資料はその掲載事業の令和7年度の実績

等を記載したものになっております。

なお、こちらの事業ですが、あくまでも再犯防止に資する事業ですので、必ずしも再犯防止を目的として実施しているということではなく、広く市民一般を対象としている事業も掲載されておりますのでご了承ください。

それでは、資料3を1枚おめくりいただき、「総括表」をご覧ください。

ここでは、44の掲載事業を一覧にまとめており、それぞれの評価分類と、対応する評価を記載しております。

右下の枠にまとめを記載していますのでそちらをご覧ください。

まず定量評価について、S・A・B・Cの4段階評価となっており、目標を上回ったS評価が1事業、概ね目標を達成したA評価が5事業となっています。

次に右側の定性評価について、◎・○・△・×の4段階評価となっており、目標を上回った◎評価が3事業、概ね目標を達成した○評価が35事業となっています。

次のページをお開きください。

ここからは各取組み項目について全44事業を、10ページにわたり掲載しています。

計画の取組みは、大きく6つに分類しております。

1つ目が「就労・住居の確保のための取組」、2つ目が「保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」、3つ目が「非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組」、4つ目が「犯罪をした人などの特性に応じた支援等のための取組」、5つ目が「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組」6つ目が「国・民間団体等との連携を強化するための取組」となります。

なお、先ほど申したとおり、掲載している取組みには、犯罪をした人等に限らず、広く市民を対象にした事業も多くございます。こうした事業は、いずれも犯罪をした人等が地域で生活していくうえで役立つ取組みですが、犯罪をした人等を個別に認識したうえで対象を限定して支援する取組みではありません。

従って、犯罪をした人等に関する実績のみを個別に抽出することが困難であるという事情から、本資料では、事業全体の取組内容や実績を掲載することとしておりますので、ご了承いただければと存じます。

各事業の説明ですが、時間の制約もございますので、全ての項目ではなく、再犯防止に関係が

深い事業を中心に説明させていただきます。

まずは5ページ、No. 16の「重層的・包括的相談支援体制の構築」をご覧ください。

昨年度に引き続き、福祉まるごとサポートセンターにおいて労役中の人、刑務所から出所する予定の人、被疑者段階の人の相談・支援を行いました。出所者等支援の実績は令和7年度で30人と、多くの支援に関わっています。

また、資料には記載がありませんが、矯正施設入所中に面談を行い、出所後の支援にスムーズにつなげる、千葉県の事業に参加をしまして、令和7年度は千葉市内の帰住希望者の出所前面談について、オンライン面談の対応を1件、矯正施設内での対面による面談への同行を3件、実施いたしました。うち1件は、今年度も継続案件として、オンラインによる面談を実施しております。

続きまして、9ページをご覧ください。

No. 39の「市職員等に対する保護司への参加の促進」に関して、こちらは定年延長により定年退職者向けではありませんでしたが、セカンドステージ研修という再任用職員向けの研修において、更生保護関係の活動への支援の観点から、保護司の案内をさせていただきました。

次に、同ページNo. 41「市職員への再犯防止にかかる意識醸成」をご覧ください。

令和7年度は、関係機関への理解促進という観点から、千葉刑務所および千葉県帰性会のご協力のもと、市役所職員を対象に見学会を実施しました。

最後に、11ページのNo. 44「関係機関・団体との連携」をご覧ください。

昨年度は対面による会議を1回、次期再犯防止推進計画の骨子への書面による意見照会を1回行い、本計画の進捗状況の報告に関する意見交換を行った他、事例共有を行うことで、対面会議においては関係機関同士の相互理解を深めるとともに、関係性の一層の強化に努めており、このような関係性の構築をきっかけに、関係機関・団体と連携する機会も増えてきています。

計画の推進状況に関する説明は以上でございます。

先程も申し上げましたとおり計画掲載事業全体としましては、「すべて推進している」と考えておりますが、まだまだこれからというものもございますので、引き続き、計画掲載事業を着実に取り組んでまいりますとともに、庁内の関係課や外部の関係団体の皆様と連携させていただきながら、再犯防止を推進してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

地域福祉計画には、先ほどの成年後見制度に関する計画や、自治体によっては生活困窮に関するような計画、今回の再犯防止推進計画も盛り込むという、何でも入ってくる計画の大きな位置付けで、委員の皆様のご専門の分野としてこれから意識していくといえますか、あまりなじみのないところからのスタートというのが実際のところかもしれません。

例えば、社会を明るくする運動や保護司会やBBSなど、色々と歴史的に更生保護に取り組まれてきた千葉市の団体もおありかと思しますので、どのように再犯防止推進計画が作られていったか、活動されている方のご意見も伺いながらでないと、この地域福祉計画そのもののよう具体的にどのように評価していくか、進捗について相談し進めていこうといった空気を出しづらいなど、会長職としても感じているところです。色々な計画が入ってまいりますので、ご意見いただければと思います。

○岩崎委員

何年前か前まで保護司をしていましたので、これを読みまして、市と連携をとれたらすごくいいのかなと思っております。といいますのは、例えば、高齢の方は認知症になりますので、本人は意識しなくても万引きを重ねて警察に保護され、家族は寝る暇もなく見張らなければいけなかったり、子ども達については、我々も土日に面談をするんですけれど、保護観察所から就職するよう言われるけれどもなかなか見つからないと悩んだりする事例があります。また、刑務所から出てきて住むところや仕事がないということで、私は民生委員もしていましたので、社会援護課で生活保護を受けながら、市営住宅に入らせていただいて、仕事を探した事例もありますので、やはり市との協力はすごく大事だなと思しますので、ぜひこれは推進していただけたらなと思ながら、資料を読ませていただきました。

○山下会長

高齢の方の再犯率や、知的障害がある方がご兄弟で暮らしていたが、実は20年ほど万引きして暮らしたことに気づかなかったケースなど、色々と招かれて研修会の講師やケースカンファレンスをしていると、色々な実態が見えてまいりまして、そうした罪を犯した状況についての問題というよりも、生活支援の課題としてどういうふうに捉えているのかという両面で、この推進計画が市と民間との関係の中で作られていく、そうした評価事項をもちながら推進を図っていくということを本日は協議したいと思しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

(異議なし)

④次期地域福祉計画の素案について

○山下会長

続きまして、「議題（４）次期地域福祉計画の素案について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

地域福祉課長の中田でございます。

議題（４）「次期地域福祉計画の素案について」、説明いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

まず表紙をご覧ください。次期計画名称は、第５期計画を踏襲し、「支え合いのまち千葉推進計画、第６期千葉市地域福祉計画」とします。

続いて次のページ、目次をご覧ください。

第１章は、「策定にあたって」で、本計画策定の趣旨、計画の庁内外の位置づけ及び計画期間等を記載しています。

第２章は、「地域福祉を取り巻く状況」として、各種統計、アンケート等のデータの他、国の動向や地域の活動主体の紹介、そして今年度で満了となる第５期計画の振り返りとそれを踏まえた今後の課題を記載しています。

第３章は、「計画の体系・推進体制」としています。基本理念以下、計画の構成、取組方針等、計画のつくりについての説明の他、圏域の考え方、計画策定経過の説明、計画の推進体制と計画の評価方法について記載しています。、３月の当分科会で計画骨子をご説明した際には、計画の推進体制と評価については第７章に置いていましたが、素案を作成する中で、第４章、第５章で個別の主要施策等を説明する前に触れた方がより分かりやすいと考えまして、こちらの方に一つにまとめて掲載させていただきました。

第４章は、「ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」としています。これは、千葉市基本計画における「まちづくりの総合８分野における施策体系」の「健康・福祉」分野「政策４」の「施策１」のフレーズを引用したものです。この章では地域における共通の課題解決に向けた取組みとそれを支える市と市社協の支援策を記載しています。

第５章は、「包括的な支援体制の整備」としています。市や社協が中心となって取り組むべき地域生活課題や市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組み、また、分野横断的に取り組むべき課題に対する地域の取組みや多機関による包括的支援体制について記載しています。

こちらも、前回計画骨子をご説明した際には、第５章を「市全体の基盤整備」、第６章を「包括的な支援体制」と整理していましたが、素案を作成する中で、切り離して記載することは適当ではないと考えまして、まとめて掲載させていただいております。

第６章は成年後見制度利用促進基本計画、第７章は再犯防止推進計画としております。これらにつきましては、次回原案時にご意見をうかがいたいと考えており、今回はお示ししておりません。

また、資料編を作成予定です。事業の詳細等については、この資料編に掲載をする予定で、こちらは別冊とし、同じく次回原案までに作成しご意見をうかがう予定です。

それでは、第1章から説明させていただきますますが、分量が多くなっておりますので詳細を割愛して説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。「1 策定の趣旨」の「(1) 現状と課題」です。

本計画は、第5期計画に引き続き「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

続いて2ページ、「(2) 地域での取組み」を記載しています。この後第3章と第4章にも記載していますが、市内で共通している取組みについて、多様な主体が地域の実情に合わせ連携・協力し、誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みをつくることとしています。

その次の「(3) 市・市社協の取組み」につきましては、両者ともに市内の地域福祉に対する視座・視点を共有し、地域の取組みを下支えする補助制度の整備や普及啓発に加え、市全域で中長期的な視点を持って進めるべき事業・施策を推進します。その際、市・市社協のみではなくその他社福法人や民間企業など、多様な主体との連携を視野に入れてまいります。また、複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、市民や専門機関が連携し、まるごと支援する包括的支援体制を整備することとしています。

「2 計画の位置付け」につきましては、「(1) 根拠法令」に記載のとおり、社会福祉法、成年後見制度の利用の促進に関する法律および再犯防止推進計画という3つの法律による法定の計画として策定します。

3ページ中段の、「(2) 関連する計画との関係」ですが、分野の枠組みを超えて一体的に取り組むための福祉分野における基本計画として位置付けます。また、市社協が策定する地域福祉活動計画とは、地域福祉の理念や目指す方向性をはじめ、基本方針などを共有するとともに、相互に連携・協働しながら地域福祉の推進を図ります。

4ページ「3 計画期間」につきましては、保健福祉部門の主な計画が3年を一期として策定していることを考慮して、令和9年度から14年度までの6年間とします。

なお、市社協が策定する第8次地域福祉活動計画も同様としています。参考に部門別計画の期間も合わせて図にお示ししています。

また、下段にコラム形式で記載しておりますが、本計画はSDGsの「誰一人取り残さない」趣旨も踏まえて各種施策を推進していくこととしています。

5ページをお願いします。第2章「1 各種統計データ」は人口の推移、要支援者等に関するデータ等を記載しています。できる限り現時点で最新のデータを記載しておりまして、今後もデータは更新していきます。

ページが飛びまして16ページをお願いします。「2 アンケート等データ」は5月に実施したWEBアンケートの調査結果を中心に記載しています。

続いて20ページをお願いします。(3) こども・若者会議ですが、現在、こども未来局が開催している「こども・若者会議」に「地域における支え合い活動の担い手不足の改善について」を審議テーマとして依頼しており、8月末頃に提言をいただく予定です。なお、議論に当たりまして、地区部会の会長様にご協力いただき、会議で地域の活動内容についてご説明いただいたところです。今後会議からいただいた意見について、こちらに掲載するとともに、意見を踏まえて計画に反映できる部分については原案で反映させていきたいと思っております。

21ページをお開きください。「3 国の動向」です。今年度社会福祉法が改正された他、各福祉分野における動きについて記載しています。

続いて23ページから30ページにかけて「4 地域における活動主体とその役割」として、区

支え合いのまち推進協議会など、地域福祉を推進する様々な主体について、役割などを紹介しています。

30ページをお願いします。中段の「5 今後の課題」ですが、「(1) これまでの地域福祉計画の策定・推進経過」について記載をしています。

31ページ「(2) 第5期地域福祉計画の推進状況」ですが、区支え合いのまち推進協議会から毎年度地域福祉専門分科会にご報告いただいた内容をまとめ、下の囲みのおり振り返りました。

1点目がコロナ禍により地域の活動が途切れてしまった事例もあったが、活動は増加傾向にあること、

2点目が担い手が不足しているという声があること、

3点目がエリアごとにコミュニティに濃淡があること、

4点目が課題が複雑化・複合化している事例もあること

がいただいたご報告から読みとれる状況となっています。

続いて31ページの下段から32ページにかけては、市の取り組み状況の記載となりますが、定量評価、定性評価の事業ごとにそれぞれ集計しています。これらを総合的に勘案して課題を整理しまして、33ページの「(3) 第6期地域福祉計画に向けた課題整理」として5つにまとめました。

ひとつ目が地域活動の活性化ということで、地域の様々な活動主体が元気に活動し、つながりを深める必要があること

ふたつ目が多くの方が地域活動に関わることができる環境づくりが必要であること

三つ目が状況が深刻化する前に早期に発見して適切な支援につなぐために、地域の支え合いの力を高める必要があること

四つ目が様々な形で連携・協働して取り組む必要があること

五つ目が高齢、障害などの各分野の取り組みも引き続き効率的に進めていく必要があること

と整理しています。これらの各課題は関連しあっているものもあり、一対一で対応策があるというものではありませんが、この課題を踏まえ、本計画の主要施策を定めていきます。

34ページ「第3章 計画の体系・推進体制」について説明します。

「1 基本理念」は、「地域共生社会の実現」とします。また、「2 基本目標」は、市の基本計画における「健康・福祉」分野の「政策4」から引用しています。

35ページ「3 計画の構成」ですが、第1章でも説明したとおり、「住民主体の取り組み」とそれを支える「市・市社協の取り組み」を第4章で、市全域で中長期的な視点を持って進めるべき取り組みや、市や市社協が中心となって対応すべき地域生活課題を第5章で体系的に示します。

その体系が中段「4 取組方針等」の表となります。「住民主体の取り組み」については、「ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」の取組方針のもと、記載の(1)から(12)の主要施策を、「包括的な支援体制の整備」については5つの主要施策を位置付けました。

36ページ「5 圏域の考え方」をご覧ください。地域住民が主体的に地域生活課題の把握・解決に取り組むための圏域については、第5期計画に引き続き社協地区部会エリアをその中核として位置付けています。

37ページ「6 計画策定経過」についての説明は省略させていただきます。

続いて38ページ「7 計画の推進体制」をご覧ください。(1) 地域の体制につきましては、多くの主体がそれぞれの強みを活かして連携・協働していく姿を理想として、その中でも社協地

区部会には地域福祉を支える中核的な役割を担ってもらいたいということを記載しています。

その他、(2)市の体制・市社協との連携、(3)推進協の役割、(4)当分科会の役割を記載し、39ページにそれらのイメージを記載しています。

40ページ「8 計画の評価」をご覧ください。

次期計画では、個別の施策・事業に対する評価はせず、計画全体の指標3つと、各取組方針の主要な要素についての指標5つにより評価することとしています。数値としての目標は設定せず、計画当初から上昇または増加することを目標としています。

なお、指標については、ウェルビーイング指標を多く採用しています。

計画全体の指標として

ひとつ目は、「暮らしている地域で、地域活動への市民参加が盛んである」と感じている割合

二つ目は「この町内には、どんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある」と感じている割合

三つ目は「町内に対して愛着がある」割合、を掲げ、それぞれ上昇させることを目指します。

なお、ウェルビーイング指標については、40ページ下段の囲みにも説明を入れていますが、国が全国共通の「幸福感」と「暮らしやすさ」を可視化するために設定したもので、市町村単位で集計されています。

続いて41ページは施策の方向性ごとの目標として、「ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」の目標としては、それぞれ、「ボランティア登録者数」、「町内で人が困っていたら手助けをする」割合、「地域活動に参加したことがある人の割合」、「暮らしている地域で防災対策がしっかりしている」感じる割合とし、上昇を目指します。

また、包括的な支援体制の整備では、「困ったことがあった場合、地域で相談できる人や場所がある」人の割合を増やすことを指標としています。

続いて42ページから「第4章 ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」となります。施策の方向性とその成果指標を掲げ、それに係る現状、課題及び今後の方向性を記載しています。その後、その施策の方向性にぶら下がる各主要施策についても現状、課題及び今後の方向性について記載し、地域での具体的な取組みとそれを支える市・市社協の主な事業を掲載しています。なお、事業は主要なもののみ抜粋して掲載しており、その他のものは資料編に掲載する予定です。

主要施策1の福祉教育の推進につきましては、次ページの1番上に地域での主な取組みを載せていますが、福祉講座やボランティア講座、研修会の実施や地域住民や子供が地域福祉活動を体験する場の提供、世代や障害の有無などを超えたイベントの実施などをお願いしたいというものです。

主要施策2のボランティア活動の推進ですが、44ページの中ほどの「地域での主な取組みの例」としては、ボランティアの担い手づくりの推進や、ボランティアの研修・講座の開催、体験の場の提供、ボランティア参加の呼びかけ、広報をあげています。

45ページに行きまして主要施策3の「高齢者や障害者の社会参加」の「地域での主な取組みの例」としては、祭り、敬老会などのイベントの開催、障害者が参加しやすくなる配慮、サロン活動等の実施をあげています。

続いて46ページの主要施策4「居場所・仲間づくり」では、「地域での主な取組みの例」としては、地域交流スペースを活用した多世代間の交流ですとか、店舗スペースをコミュニティスペースとして活用する、また地域食堂などの居場所づくりなどをあげています。

47ページの主要施策5「支え合い活動の体制づくり」では、「地域での主な取組みの例」とし

て、ごみ出し、見守りなど、地域のニーズに合わせた支え合い活動やアンケート等による地域生活課題の把握や支援活動などをあげています。

49ページの主要施策6「地域での見守り体制構築」では、「地域での主な取組みの例」として、見守りサービスの利用促進などをあげています。

50ページの主要施策7「健康づくり」では、51ページの1番上になりますが、「地域での主な取組みの例」として、フレイル予防など、健康をテーマとした研修会の実施や、スポーツ大会の実施などをあげています。

中ほどの主要施策8「地域の期間・団体等との連携」では、「地域での主な取組みの例」として、地区部会とあんしんケアセンターの連携や各種地域団体との連携をあげています。

52ページの主要施策9「地域での交流機会の創出」では、「地域での主な取組みの例」として、住民同士のあいさつ、声かけの実施や各種イベントの開催をあげています。

主要施策10「地域活動情報収集・発信」では、「地域での主な取組みの例」として、広報誌の発行やSNS等による情報発信をあげています。

53ページの下の方、主要施策11「防犯・安全対策」では、54ページになりますが「地域での主な取組みの例」として、セーフティウォッチャーやこども110番の協力による声かけやあいさつ運動の実施、防犯パトロールの実施や防犯マップの作成をあげています。

最後に主要施策12「防災対策」では、「地域での主な取組みの例」として、避難所の開設や各種訓練の実施、家庭における避難場所の確認や防災用品の準備などの啓発をあげています。

これを参考にして地域活動を行っていただいて、区推進協において、取組状況について総括して好事例や課題などを共有していただくということを行っていく予定です。

続いて、56ページ「第5章 包括的な支援体制の整備」をご覧ください。こちらの施策の方向性は、「安心して相談できるつながりのある地域」となります。

まず「1 包括的な支援体制とは」で包括的支援体制について説明して地域と行政の役割を整理しています。

続いて57ページでは、「整備する背景」として、これまでの法改正や千葉市の取組みについて記載しています。

続いて58ページから具体的な事業の記載となりまして、「(1) 相談支援」から「(5) 庁内・市社協等の連携体制」までの主要施策ごとの取組みを記載しています。

(1) 相談支援は、世代や属性を問わず包括的に相談受け止める、アの包括的相談支援、潜在的にニーズを抱えていても支援が届きづらいたに継続的に伴走する、イのアウトリーチ、単独の支援関係機関では対応が難しい、複雑化・複合化した課題に対して、関係者が協働して支援していけるようにコーディネートをする多機関協働をあげています。これらについては福祉まるごとサポートセンターを中心に各支援機関が連携して行います。

60ページの(2) 社会参加に向けた支援ですが、社会とのつながりが薄れ、孤立や生きづらさを抱える方の社会参加を進めるための体制づくりを進めます。

(3) 地域づくり支援ですが、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備し、地域全体で課題を共有し解決に取り組む体制づくりを進めます。

続いて61ページの(4) 権利擁護・虐待防止等ですが、虐待の早期発見や孤立させない地域づくりを進めるとともに、頼れる身寄りの居ない高齢者等への支援などの対応をしていきます。

続いて62ページは「(5) 庁内・社協との連携体制」ですが、限られた資源を最適化するため

の多様な専門機関、地域、企業等との連携強化を図るため、会議等の場を活用していきます。

続いて63ページから現状・課題と今後の方向性について記載しておりまして、まず現状として、関係機関との連携強化に向けた会議や支援を担う人材の育成、行政機関内の調整の例などを記載しています。

64ページは課題と今後の方向性として、「ア 地域における見守り・支え合い機能」、「イ 早期発見・早期支援の仕組み」、「ウ 複雑化・複合化する課題への対応」、「エ 関係機関の連携強化」、「オ 地域資源の充実」について課題と今後の方向性をまとめておりまして、これらの取り組みを進めることで、地域共生社会の実現を目指すこととしてまとめております。

次期地域福祉計画の素案の説明は以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

○武井委員

全般をとおして、非常に色々と考えられて作られたなというのを感じたところなんですけれども、後段の評価に入ってから徹底的にまだ詰めなければいけないのではないかというふうに思います。前段でお聞きしたいところは、39ページの【地域福祉の推進体制のイメージ】について、こういう形でという一番理想とするようなモデルだろうと思うんですけれども、このように書かれた考え方をお聞きしたいと思います。特に、31ページの（2）第5期地域福祉計画の進捗状況の振り返りにおいて、表現が現象として書かれているんですけれども、かなり抽象的に書かれていて、こちらの内容と結びつけるとしたら、各区の推進状況について社協の各区の担当の方がヒアリングをしていますので、進捗状況について一番把握していると思いますが、その社協の各区の担当の方々へのヒアリング等もあったのでしょうか。その上で、こういった推進体制が一番いいというイメージを持たれて、このように書かれたのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

こちらの推進体制のイメージ図につきましては、ここまでに記載させていただいた地域の体制や社協との連携、各区支え合いのまち推進協議会、当分科会といった関係性について、文章だけでは伝わりにくい事柄を図で分かりやすく表したものです。

第5期地域福祉計画の振り返りについては、いただいたご意見を踏まえ、原案に向けてもう少し具体的に記載できるよう検討していきたいと思っています。

○武井委員

実際にヒアリングはされていないのでしょうか。地区部会ごとに、うまくいっている地域や中間的な地域、うまくいっていない地域など、差があると思うんですけれども、その実態を掴んだ

上で、例えば非常にうまくいってるところはどのようなやり方をされていて、全地区部会数のうちどれくらいあるのか、そういったことを踏まえた上で、このような推進体制のイメージを考えられたのかをお聞きしたい。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

各区の推進状況につきましては、毎年、各区の推進協議会で取りまとめていただき、翌年度の当分科会にご報告いただく形で、これまでの実績を積み上げてまいりました。そのため、ヒアリングではなく、ご報告の内容から推進状況を把握させていただいております。ただ、表現が抽象的な部分については、より具体化できるよう、今後の記述方法を検討してまいります。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

少し補足させていただきます。

こちらの素案の内容につきましては、社協の方に意見を求めておりまして、その上で反映されております。ただ、もう少し現場に近いところまで掘り下げてヒアリングをするべきではないかといった意見につきましては、原案に向けて検討させていただきます。

○武井委員

一番ポイントになるのは、現在、各区の地区部会で推進されている地域福祉計画の推進状況やどうしてできないのか、ヒアリングをされた方が大体わかっていると思うんですね。本来はこうしたヒアリング自体を社協がやるべきものかどうか疑問に感じていて、私は自分の地域は自分達でやってきましたが、実際にお話を聞いてみると、私の地域以外では全域に社協がヒアリングを行っていただいているということです。それであれば、せっかくそこまでやってもらっているので、そこからもう少し聞いて話を進めると、31ページの記載内容ももっと具体的に書けるでしょうし、39ページの推進体制のイメージ図もなぜこの形なのか明確になるのではないのでしょうか。

○山下会長

31ページの「第5期地域福祉計画の地域における推進状況の振り返り」についてもう少し、分析をしっかりとしておくべきところのご指摘ですね。

○井上委員

質問ではありませんが、先日の豪雨で、私たちの地域で低い土地にある20軒のお宅が床上浸水しましたが、ここで駆けつけたのは地域の方々で、翌朝にはもう畳を上げるなどしてくださって、地域の支え合いがすごく大事だなと痛感しました。普段、顔を合わせて繋がりがあることがいかに大事であるかを感じましたので、それだけなんですけれども、とても新鮮な記憶でございます。

○山下会長

こうしたエピソードも盛り込むようにしながら作っていく方がいいですね。ありがとうございます。

○武井委員

先ほど、評価のところからは酷すぎないかといった話をしたいのですが、ここに書かれてる評価で、実際に活動できたかできないか、どういった問題があったかなどについて、この指標でやれると考えられた根拠は何でしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

評価につきましては、今まではアウトプット指標、何をしたかというところで評価をしてきたところでございますけれど、次期計画においては、その結果としてどうなったかというアウトカムの部分を評価したいと考えております。基本的には成果を重視したという考え方でございます。

○武井委員

例えば、41ページの一番上「1 地域活動の担い手の確保」について、なぜボランティア登録者数で評価できるのでしょうか。その根拠は何でしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

担い手の確保につきましては、具体的な数字というところで、ボランティア登録者数を増やしていくというのが一番わかりやすいのではないかとということで、記載をさせていただいております。他の方がいいのではないかとといったご意見がありましたら、ご意見をいただければと思います。

○武井委員

それではお聞きしますけれども、各区で現地域福祉計画を推進している中に、このボランティア登録者数が何人いるのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

令和7年度の実績では、10,431人となります。

○武井委員

そうではなく、各区の地域福祉計画を推進している人たちの中に、ボランティア登録をしている人が何人いるのかということです。施策の方向性に「1 地域活動の担い手の確保」とあるのは、地域活動を行う人たちを確保しようとしているということですね。それであれば、現計画の中で、各区の地域福祉計画を実際に担って活動した人たちの中に、ボランティア登録者数は何名、何割ですかと聞いています。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

申し訳ありません。そちらは把握できていないところです。武井委員がおっしゃっているのは、地域活動の担い手が、一概にボランティアではないということでしょうか。

○武井委員

そうですね、むしろそうでない人の方が圧倒的に多い。そんな全然関係のない指標を使用すること自体ピント外れもいいところで、ウェルビーイング指標やアンケートを取り入れて作成したと思いますが、この後も含めて、これで評価できるという考え方自体が理解できません。ですからその根拠をお聞きしたい。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

根拠をお示しすることが難しいところはあるんですけども、ボランティア登録者数がこの指標としてはなじまないであろうというご意見につきましては、改めて検討させていただきたいと思っています。

○武井委員

もう少し言いますと、この後の部分も含めて、この方法で評価できるとはとても思えないんですけれど。これはやめたほうがいいと思いますよ。

○山下会長

評価方法と内容についてかなり入ったご指摘をいただいたところですね。ありがとうございます。

○眞智委員

私もこの辺りはお聞きしたかったところで、このボランティア登録者が直接的な地域福祉の担い手のボランティア活動とはイコールではないことは、事務局も理解されてると思うんですね。こちらは、何年か前の生涯学習センターの調査でも、高齢者中心に実施して欲しいボランティアとしては、福祉活動が多いんですけれども、いざやるとなると、あまり高くないという調査結果が出ています。ですから、私もこれは馴染まないのでもやめたほうがいいと思います。最初から福祉活動についてのボランティアをしなくとも、その入口としてボランティア活動をされてる方はいらっしゃると思いますので、全く無縁ではないんですけれども、これをダイレクトに担い手の確保とするのはいかなものかなと感じます。それから基礎的なデータについて教えていただきたいのですが、民生委員が昨年改選になりましたけども、充足率はどの程度でしょうか。

○事務局（白井部長）

本市の民生委員の充足率は、全国の平均とほぼ同数の91%から92%が現状でございます。

○眞智委員

ありがとうございました。

12・13ページに、町内自治会や社協、地区部会の加入者数が記載されていますが、町内自治会の加入者数は右肩下がりになっておりまして、実際にはそれほど加入世帯数は変わっていないものの、圧倒的に総世帯数が増えていることからこのような傾向になっています。前回の改選時の民生委員の充足率は94%ぐらいであったと思いますが、同じ傾向で、例えば8割を切って7割台の自治体も出ているということを聞いていますが、このように町内自治会や地区部会の加入者数が下がっていけば、当然、他も下がっていくわけで、そこをどうするのか。この傾向は全国的にも変えようがないと思いますので、ボランティア登録者数とは別の指標を考えていかないといけないと思います。地区部会や町内自治会に加入していない人が現実には増えているということは間違いないわけですから、そこに対してどう取り組んでいくかという施策があまり見えてこない。先ほど災害の話がありましたが、災害の時に自治会ではなくてもその地域をマネジメントするような枠組みに入っていない人たちは一体どうなるのか。例えば集合住宅であれば管理組合にどう市としてアプローチしていくのかなどを考えていかないと、この計画自体が成り立たなくなってしまうと思いますが、何かお考えはありますか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

そうですね、担い手不足につきましてはこれといった特効薬のようなものがあるわけではありませんので、シニアリーダーをはじめ、地域で一步を踏み出すきっかけを創り出すために、様々な施策を丁寧に掛け合わせていくことを考えています。

○岡本委員

素案ですので、私は項目的にはこれでいいかなと思っております。そこで例えば、4ページにある「SDGsとの関連性」の中に、「本計画においても、この目標を踏まえて各種施策を推進していきます。」と記載があります。どこでどのように行われるのか、具体性を今後の原案に生かしていただきたいと思っております。また、一例ですけれども、25ページに子どものボランティアへの参加について具体的に記載されていますが、原案では、ただ単に「します」ではなく、こういった場で子どものボランティア活動を実施していくのかといったような、具体的な行動性をもった方向性にしていただければ大変ありがたいなと思っております。

○武井委員

もう1点確認ですが、63ページからの「4 包括的な支援体系の現状・課題と今後の方向性」について、市と市社協が一体となり、両者でこちらに記載されていることを実施していくということが文章からも読めますし、そのあたりはかなり評価をするところです。35ページの表の「取組

方針」の一つ目「ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」の部分についてはこれまで各区の地区部会などが中心になって進めている項目で、その下の二つ目「包括的な支援体制の整備」については、市と市社協が中心になって実施しますということで、先ほどの63ページから読めますが、35ページの表の「主要施策」を見ると、相談ではなく支援に変わっており、考え方にかなりギャップがありますが、どちらなのでしょう。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

35ページの「主要施策」の（1）から（5）につきましては、58ページ以降に対応しております。ここでの支援とは、個別支援であり、困っている方に対する支援を示しています。困っている方への支援を市と市社協、その他の各種相談支援機関等と一緒に支援していく、そういった意味合いになります。

○武井委員

そういった解釈であれば、そのように記載しなければ分からないと思います。普通に読むと、誰かが誰かを支援するといったように読み取れます。

○山下会長

政策的に使われている用語と計画が紐づいていないため、施策的法律を参照しなくても35ページの記述とその先の実施内容が分かるよう、提示の仕方を工夫していただきたいと思いますので、ご指摘として承りたいと思います。テクニカルな話なので、事務局で答弁は今しなくていいと思います。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

一つだけ確認させていただきたいのですが、例えば、相談支援ではなく、困っている方への相談支援といった書き方であれば分かりやすいでしょうか。

○武井委員

自分たちが主語でやれますと書くのであれば分かります。

○山下会長

そうすると、35ページの「施策の方向性」と「主要施策」の書きぶり全部の整合性を合わせなければいけませんので、要検討となります。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

検討いたします。

○駒野委員

2つほど質問を用意してきましたが、その前に、ボランティアの人数についてですが、これはボランティアセンターに登録されてる人数だと思いますが、その他に、私は白井地区部会にいたんですけども、白井地区部会では、それぞれ構成員がいて、民生委員や推進員、自治会、日赤の方など全部で70人ぐらいいるんです。その方々のように、地区部会を運営してる人はボランティアだと私は考えていたんですけども、そういう観点が抜けていることが非常に寂しいかなと思います。5月頃には各地区部会の体制が広報誌に掲載されますが、各地区部会で30人いたとすれば、若葉区は14地区部会ありますから、かけた人数がその年のボランティア人数になるのではないかと思いますので、ボランティアという形で考えられるのであれば、考慮していただければと思います。

それから、私の方で用意してきた項目なんですけども、先ほど武井委員と岡本委員がおっしゃっているんですけども、区の社協が地域の推進状況をまとめていますが、それがこの計画にどのように入ってきているのかというところが見えませんでした。岡本委員からもありましたように、素案ということですから、これから原案に入るかもしれませんが、やはり各区の社協で抱えている問題点などもあるかと思うので、そのあたりも考慮した形で、これから詳細化していただければと思います。具体的には、3月に開催された若葉区推進協の中で、地区部会の活動で、できていることやできていないことなどを整理してみました。推進協議会のメンバーと生活コーディネーターということであんしんケアセンターも含め、30人の参加者を5グループに分けてグループ討議し、若葉区が今どのような状況か、どうしていくかといったことを話し合いました。その結果ですが、3つほど出てきました。

1つ目は、資料ですと42ページ「地域活動の担い手の確保」になります。地域活動の担い手やリーダーの不足、高齢化の進行に伴う対策として、地域には退職後の住民はじめ、豊富な経験や知識を持つ人材が多くいるはずですので、例えば、その方の力を生かしてやったらどうかと。それから、若年層や現役世代の参加促進ということで、例えば少しの間でもいいから参加してもらえるようなことができないかと。担い手としてはそういった具体的なところを検討しました。

2つ目は、51ページ「主要施策（8） 地域の機関・団体等の連携」に記載がありますが、地域団体間の横の連携が不足している実態があります。具体的には、地区連協や民生委員などそれぞれの団体が何かのテーマで動こうとするとできない。特に今回の災害は、最初は自治会の問題だろうと考えていましたが、やはり自治会だけではなく、社協、民生委員も炊き出しなどもあるかもしれないので、変わっていこうというような話が出てました。他に変わった対策としては、多様な主体ということで、企業や大学、医療機関などと連携したらどうだろうという話も出まして、部外資源の活用というのも1つのテーマになるだろうと思いました。

3つ目は、地域活動情報の収集発信です。情報発信共有の不足がありますので、参加の機会や具体的な支援内容が見える化したらどうでしょうかということです。地域の活動は多くの地域に共通するもので、特に、担い手不足や地域活動への参加者減少が深刻化している中で、発信方法について考えていこうという話が出ました。このようなことを若葉区では検討したところです。

○久保田委員

まず、今の地区部会の財政は社協の会員の方からのお金を使って運営をしています。会員が年々減少傾向にあるため、それに伴って金額も減少していきます。そうすると、計画を作っても財政的な面で実施できないと思います。2つは、財政をどうするかということですが、市からの補助があれば、財政的な面で、活動が非常にやりやすくなると思います。3つ目は、活動場所です。現状は、地区部会の会長宅に事務所を置いているため、限界があります。広さも必要ですし、書類の山になるというのが実態です。私も、どこに何があるかすぐ出てきません。ですから、地区部会の活動をしやすい体制にして欲しいと思います。それについての支援が何十年も何もありませんので、これでは複雑になっている社会対応できないと思います。

○武井委員

意見ですが、久保田委員の方から話がありましたが、48ページの別表2「社会福祉協議会地区部会」で、運営費を出してくれるような記載になっていますが、実際には、各地区部会が会費を集め、集めたうちの7割が運営資金となっているのが実態です。これを援助と言うのでしょうか。自分たちで会費を集めて、逆に言えば7割しか戻っていないと言いたいぐらいのところもあり、この書き方には非常に不満を感じるところです。

○山下会長

他ございますか。本日は素案ということで、たくさんご意見いただいて、次の分科会までに整理していくといった会議です。どうぞ色々ご意見いただければと思います。

先ほどのボランティアの指標ですが、こちらは次回またご提案することになろうかと思いますが、41ページの「地域活動の担い手の確保」は、担い手の確保という言葉自体がいいのかどうかを確認しながらにはなりますが、指標としてボランティア登録者数を増加傾向にさせていくという、市社協ボランティアセンターや国際交流ボランティア及び障害学習ボランティアの延べ人数が実際に増加するという指標自体には間違いがないんですけども、地域活動という幅広の概念からすると、千葉市内で色々な地域活動をされている方の数値をどのように盛り込んでいけばいいかという議論は必要になります。しかし、事務局や各団体には人数を集計したり、合算したりする仕組みがなく、集計に困るというのが実態のところだとは思いますが。千葉市の人口約100万人の中の約1万人を数値として指標にするよりは、千葉市民が活動しているという数値が見えてくるような出し方をした方が、活性化させるという計画になるでしょうから、推計することを検討してはどうでしょうか。または、施策の方向性の主要施策との関連がありますので、各主要施策の活動に参画されている方の数値から出せるものなのか、あるいは数値化することを1つの評価とするのであれば、地区部会や推進協などの関係者間で話し合いを通じて合意形成した上での、新たな地域福祉の評価の仕方を作っていくということを皆さんおっしゃってるのかなと思います。つまり、色々な活動されてる方の数値が出てこないともったいないというのが、私の意見だと捉

えていただければと思います。

ちなみにこのボランティア登録者数の数値の出し方は、平成の初めくらいに、国が福祉活動参加指針を策定し、全国でボランティアセンターが推進されていく時代に、ボランティア登録をしている方と、そのボランティア保険に加入した人の数値と、社協でボランティアのサポート管理をしていくというボランティアコーディネーターを配置して600万人700万人といったボランティアの数を出していった時の名残で、こういった評価指標の1つとして定着してしまったと思われます。しかし、その間にNPO法ができたり、地域活動という考え方ができたりと、色々な施策の中で、住民の参加となると確かにこの指標だけでは弱いというのがご指摘だろうと思います。

子どもでも地域活動している場合は、子どもは入らないのかといったご意見が出てもよかったかもしれません。つまり、千葉市の力強さがしっかりと反映されるような評価指標にしていこうということもありですので、行政の内部資料としてこの指標を使われることはいいですが、こうした皆さんが集まった中での評価の仕方というのはもう少し工夫が必要です。

そうすると、この主要施策とその内容についての吟味も、本日のご意見の中では重要でして、ご指摘があった35ページの「基本理念」「基本目標」「取組方針」についてはご意見がありませんでしたが、「施策の方向性」と「主要施策」が次期計画の肝にあたるところですが、これいいのかといった話がでてきていますので、ここの再点検が次の会議までに出てくるのではないでしょう。

そして、39ページの【地域福祉の推進体制のイメージ】について、38ページからの（1）から（4）までの文章で書かれている内容を図に書かれたということですが、区社協が地区部会へのヒアリングをされているといったお話もありましたので、それも踏まえてこのイメージで合意形成できているのであれば、次回、そのようにご報告くださればいいので、その確認をしていただきたい。

そして最後が、40ページからの「8 計画の評価」についてですが、かなり書き込んでくださったおかげで意見交換ができましたが、このウェルビーイング指標を全国の自治体でどれぐらい計画の評価に取り入れているのか、自治体比較ができるのであればすごく意味があるかもしれませんが、大きな指標、計画全体の指標としては、40ページについてはいいのかもしれませんが、41ページの各施策の指標が、例示で今回出しているのか、色々な取組方針によって書かれてくるのかわかりにくかったところです。

42ページ以降の、主要施策書きぶりが漠然とし過ぎてしまっているのご意見がございました。つまり、各区や各圏域の中でどういう地域福祉の推進が図られているのか、第5期と比べて少し見えにくくなってきたということがご意見の根本にあるかと思いますので、そうした整理をしていただきながら、次の会議に向かっていければよろしいのではないのでしょうか。

○武井委員

今言っていた41ページの評価ですが、先ほどから話がありましたボランティア登録者数だけではなく、例えばその次の「2 地域での支え合い、助け合い」の評価についても、意識を持

つのと行動するのは別なので、その意識だけで評価していいんでしょうか。計画当初47と記載がありますが、それくらいの方がそういった意識は持っていると思います。ですが、現実問題として、地域の支え合い活動の推進状況を見ると、はるかに低い数字しか出てないわけですね。他にも色々ありますので、全体を評価の仕方として見ていただきたい。

○山下会長

地域福祉計画の評価というのがこの前の法改正で盛り込まれたので、実際、手探りで始めているというのが事実だと思いますので、皆さんと意見を重ねながら、地域福祉を進めていくために評価をするという評価自体が主たる目的ではないので、評価をしながら計画を推進するという観点で、色々なご意見をいただきたいと思います。

時間が迫ってまいりましたが、1つだけ気になった部分が12ページなんですけれども、令和7年の自殺者の数が最多になっていまして、千葉市では自殺に関する対策計画は別に盛り込まれているので、そちらに譲るということでしょうか。地域福祉計画の特に包括的な支援体制や福祉まるごとサポートセンター、孤立孤独対策推進施策などに関連しているので、この自殺対策に関連することを事務局では意識して、計画にどう盛り込むかのテクニックはお任せしますが、次期計画において意識したほうがよろしい気がしております。

他ございますか。

○久保田委員

福祉活動する場所を確保するのが難しいという状況があります。例えばカルチャーやスポーツをする場所は結構ありますが、社会福祉協議会で何かやろうとすると制限がありまして、活動場所もそれほど数がありません。予約も順番で簡単にすぐ取れないため、ボランティアの福祉活動をする場所の確保について、計画の中に何かしら盛込んでいただきたい。既設のものをどけてまではなかなか難しいところですので、お願いします。

○山下会長

先ほどの財源の話もそうですけれども、場所ですね。いわゆる推進する基盤の部分についてもどう政策方向性に盛り込むか、それぞれに盛り込むかといった観点で、素案を深めていただきたいということです。

○米持委員

大変な作業だと思いますが、地域福祉を支える活動の基礎になると思われる自治会の加入率がどんどん減っていることが非常に気になっております。これだけではないのですが、いわゆる基礎的な、1つの基準になると思いますので、ぜひとも市民局と連携しながら、自治会の加入率の減少を止めるということをお願いしたいと思っております。

それと同時に、私は美浜区に住んでいますが、団地やマンションが多く、なぜこういった高額

なところにお住まいになるかといいますと、隣に誰が住んでいるかわからない、これがいいんだということです。そうなりますと、地域的に協力といった精神が全くなくなるというところがありますので、そういったことをなくすためにも、自治会に加入してもらい、自治会の加入率の減少を止めるということを何とかお願いをしたいと思っております。また美浜区の場合ですが、全国から寄り集まった方が、そこに住みについて50年経ってるわけですが、地域の人たちは50年も同じところに住んでいるのであれば、もう少し仲良くなってもいいでしょうけれど、だんだん疎遠になっていくという実態が見られるわけです。タワーマンションなど、経済的に豊かになればなるほど孤立して、あまり人の監視を受けたくないという方も多くなっているのが現状ですので、一番の基礎になる自治会の加入率を、市民局と連携しながら増やしていただければと思っております。本筋を外れたかもしれませんが、実態を踏まえての要望でございますので、よろしくお願いいたします。

○山下会長

はい、貴重なご意見でございました。ありがとうございました。

今の話を含めて、47ページから48ページにかけての「主要施策（５）支え合い活動の体制づくり」が、本日は素案ですけれども、各推進協の状況等を鑑みながら、今後盛り込まれていく内容になると思いますので、基本的な骨子、素案についての枠組み自体はよろしいかと思いますが、詳細については本日ご意見を沢山いただきましたので、これは次の会議での議題になっていくことになろうかと思います。

いただきましたご意見を踏まえて、次回の会議に臨むということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（５）その他

○山下会長

ありがとうございました。

続きまして、次第の５「その他」に移りたいと存じます。

事務局から何かございますか。

○事務局

ありません。

○山下会長

他には何かございますか。

ないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しします。

（６）閉会

○事務局（地域福祉課・石川主査）

山下会長、ありがとうございました。最後に、事務局から５点ほど連絡事項がございます。

１点目は、配付資料の取扱いについて、でございます。

机上の冊子につきましては、置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

２点目は、本日の委員報酬について、でございます。９月下旬頃に、ご指定の口座にお振込させていただきます予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

３点目は、会議録の取扱いについて、でございます。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

４点目は、今後の分科会の日程について、でございます。

今年度は、残り２回の開催を予定しており、第２回目は１１月下旬頃、第３回目は３月下旬頃を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第、通知をお送りさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、駐車券について、でございます。駐車券をお持ちの方で、まだ事務局にて無料化の処理をされていない方は、事務局までお声がけください。

事務局からの連絡は以上となります。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。